

※別添仕様書は、仕様内容の主な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、別途配布している入札説明書等をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

入札説明書等は電子調達システム (<https://www.p-portal.go.jp>) から入手可能です。

令和8年度

排水ポンプ車運転操作等業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 土地改良技術事務所

第1章 総 則

第1-1条 (適用範囲)

令和8年度排水ポンプ車運転操作等業務（以下、「本業務」という。）の実施に当たっては、本仕様書によるものとする。

第1-2条 (目的)

本業務は、排水ポンプ車及び小型排水ポンプ車（以下、「排水ポンプ車」という）の運転操作に係る訓練を実施するとともに、排水ポンプ車を常時稼働可能な状態に機能維持するため、積載設備及び車両の点検を行うものである。

なお、点検業務及び操作訓練業務は、排水ポンプ車及び小型排水ポンプ車を同日に実施するものとし、これによりがたい場合は、監督職員に協議するものとする。

1. 点検業務

排水ポンプ車を災害発生時に確実に機能発揮できるよう点検を行い、異常の有無を確認し、機能維持を図るものである。

2. 操作訓練業務

監督職員が指示する参加者に対して、排水ポンプの設置、操作、撤去の訓練指導を行うものである。

第1-3条 (業務概要)

1. 対象範囲

本業務の対象機械は以下の表に示す。

対象機械名	積載設備・機器	車両総重量	保管場所	備 考
排水ポンプ車	・水中モーター駆動ポンプ （φ200、5m ³ /min）×6台 ・発動発電機（125kVA）×1台 ・操作制御盤×1面 ・排水ホース×12本 ・その他付属装置及び付属品×1式	7,900kg	東海農政局土地改良技術事務所災害応急用ポンプ格納庫	道路交通法施行令第13条第1項第7号に基づく緊急自動車
小型排水ポンプ車	・水中油圧駆動ポンプ 大量排水タイプ排水ポンプ(HFS 20000LA)×1台 ・水中油圧駆動ポンプ 遠距離排水タイプ排水ポンプ(HFS 1500)×1台 ・ユニット本体(HFS HydroSub60) ・排水ホース(大量排水タイプ用)φ300mm×5本 ・排水ホース(遠距離排水タイプ用)φ150mm、長さ20m×2本、長さ10m×1本	4,485kg	同上	—

2. 業務内容

(1) 点検業務

1) 排水ポンプ車の信頼性確保、機械の機能維持を目的として、各種装置の点検、作動確認を行うものである。各機械の点検項目等については別紙「点検内容及び実施予定場所」によるものとする。

なお、点検項目等は点検記録表により点検を行い、不具合を発見した場合は不具合記録表（点検記録表－7）へ記載し監督職員に提出し、対応について協議するものとする。

2) 点検業務が完了したときは、別紙「点検内容及び実施予定場所」に定める各点検記録表、点検状況が確認できる写真を提出すること。

3) 点検の実施時期及び回数は、次のとおり予定している。なお、点検実施日は、監督職員との協議によるものとする。

作業名	実施時期（月）											実施回数	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
点検業務		●			○			●			◎		4

注) ●：月点検（負荷運転あり） ○：月点検（負荷運転なし） ◎：年点検

4) 受注者が行った点検にて修繕・整備の必要が生じた場合は、速やかに監督職員に報告すること。

5) 監督職員が履行確認に必要と判断した資料については、受注者は速やかに提出するものとする。ただし、設計図書の変更の対象としない。

(2) 操作訓練業務

1) 操作訓練業務の実施内容は以下のとおりとする。

① 排水ポンプ車の移動

・ 受注者は、保管場所から監督職員が指定する操作訓練の実施場所まで車両を運転し、指定された場所に駐車する。

② 排水ポンプの設置指導

・ 受注者は、操作訓練の参加者に対して、ポンプ及びホース等の設置に関する指導を行う。

③ 排水ポンプの操作指導

・ 受注者は、操作訓練の参加者に対して、ポンプの操作に関する指導を行う。

④ 排水ポンプの撤去指導

・ 受注者は、操作訓練の参加者に対して、ポンプ及びホース等の使用資機材の撤去に関する指導を行う。

・ 受注者は、使用した資機材が所定の場所に搭載（格納）されていることを確認する。なお、使用した資機材に著しい汚れが見られる場合は、現地にて簡易な清掃を行うものとする。

⑤ 排水ポンプ車の回送

・ 受注者は、監督職員の指示により、操作訓練の実施場所から指定された保管場所まで車両を運転し、安全に格納する。

2) 操作訓練の実施場所については、別添図面に示す場所を予定している。

3) 操作訓練の開催時期及び回数は、次のとおり予定している。なお、開催日は、監督職員との協議により決定するものとする。

作業名	開催時期 (月)											実施回数	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
操作訓練		○						○					2

4) 操作訓練の参加者については、別途監督職員が指示するものとする。

5) 操作訓練における作業手順等の詳細については、事前に監督職員に提出する作業計画書により決定するものとする。

6) 車両の運転操作前には、道路運送車両法 47 条の 2 (日常点検) を行うものとし、運転操作終了後に「運行前点検 (日常点検) 記録表」(点検記録表-2) を提出すること。

7) 操作訓練業務が完了したときは、「排水ポンプ車運転日報」(点検記録表-1) 及び「運行前点検 (日常点検) 点検表」(点検記録表-2)、作業状況が確認できる以下の写真を提出すること。

- ① 運行前点検状況
- ② 排水現場に到着した状況
- ③ 現地で排水準備が出来た状況
- ④ 排水作業状況
- ⑤ 業務完了後の清掃状況

8) 監督職員が履行確認に必要と判断した資料については、受注者は速やかに提出するものとする。ただし、設計図書の変更の対象としない。

第 2 章 業務計画書

1. 本業務の履行にあたっては、業務計画書を作成し、速やかに監督職員に提出すること。また、内容に変更が生じた場合はその都度監督職員に提出すること。

2. 業務計画書の内容は次のとおりとし、主任技術者又は現場責任者を選任する場合は業務履行体制表に記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 業務実施要領
- (3) 計画作業工程表
- (4) 業務履行体制表
- (5) 緊急連絡体制表
- (6) 安全管理
- (7) その他監督職員が指示したもの

第 3 章 業務報告書

1. 点検及び操作訓練時に提出した資料をとりまとめ、業務完了時に以下のとおり提出するものとする。

- (1) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

第4章 安全管理

1. 供用中の公共道路上で行う作業にあたって、発注者による道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果により安全対策が必要となった場合は監督職員が指示することとし、設計図書の変更の対象とする。
2. 受注者は、履行箇所及びその周辺にある既設構造物に対して支障を及ぼさないよう適切な処置を講ずるものとする。

第5章 事故報告

1. 受注者は、本業務の遂行中に事故が発生した場合には直ちに監督職員に報告するとともに、関係機関に届け出て必要な処置を講ずるものとする。
また、監督職員が指示する様式（臨機の措置等報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

第6章 車両のき損

1. 受注者は、排水ポンプ車を亡失又はき損したときは、直ちにその事実及び事由について監督職員に報告するとともに、詳細な報告書を分任支出負担行為担当官（以下「契約担当官」という。）に提出して、その後の指示を受けなければならない。
2. 前項の亡失又はき損が受注者の責任に帰すべき事由によるときは、契約担当官の指示に従い速やかに修理し又はその損害を賠償しなければならない。
3. 災害その他不可抗力によって排水ポンプ車に損害が生じたときは、その損害について協議して決定するものとする。
4. 受注者は、排水ポンプ車により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第7章 貸与資料

1. 作業に必要となる以下の資料を貸与する。
(1) 令和6年度排水ポンプ車運転操作等業務 報告書

第8章 環境負荷低減に向けた取組

1. 環境関係法令の遵守
受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。
 - (1) エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
 - (2) 環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律
 - ・土地改良法
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2. 環境関係法令の遵守以外の事項
受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事

業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。

なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～ウの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

イ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

ウ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

第9章 その他

1. 排水ポンプ車の車両機能や操作方法に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 法令で定められた車両の検査等（継続検査及び定期点検整備）は発注者が行うものとし、本業務の対象外とする。
3. 操作訓練の実施場所について、変更が生じた場合は、契約の対象とする。
4. 本仕様書に明記されていない事項、又は不明、疑義を生じたときは監督職員と受注者で協議して定めるものとする。

別紙 点検内容及び実施予定場所

機 械 名	項 目	作業内容	実施予定場所	備 考
排水ポンプ車	月点検 (負荷運転あり)	<p>「排水ポンプ車運転点検記録表」(点検記録表-3)に基づき、排水ポンプ等の点検を実施する。</p> <p>排水ポンプの動作状態については、うち3台について負荷運転により排水状況を確認するものとし、ホース及び金具の漏水確認については、負荷運転で使用したもののみを対象とする。</p>	宮田用土地改良区中央管理所 (江南市宮田町藤ノ森65)	排水ポンプ車の 運転には中型運 転免許必要
	月点検 (負荷運転なし)	<p>「排水ポンプ車運転点検記録表」(点検記録表-3)に基づき、排水ポンプ等の点検を実施する。</p> <p>排水ポンプの動作状態については、羽根車の手回し等により確認するものとし、ホースの漏水確認については除外する。</p>	東海農政局土地改良技術事務所 災害応急用ポンプ格納庫 (名古屋市守山区森孝1丁目174 9番地)	
	年点検	<p>「排水ポンプ車年次点検記録表」(点検記録表-4)に基づき、排水ポンプ等の点検を実施する。</p>	東海農政局土地改良技術事務所 災害応急用ポンプ格納庫 (名古屋市守山区森孝1丁目174 9番地)	

小型排水ポンプ車	月点検 (負荷運転あり)	<p>「小型排水ポンプ車運転点検記録表」(点検記録表-5)に基づき、排水ポンプ等の点検を実施する。</p> <p>排水ポンプの動作確認については、5月期は大量排水タイプ、11月期は遠距離排水タイプ1台の負荷運転により排水状況を確認するものとし、ホースの漏水確認については、負荷運転で使ったもののみを対象とする。</p>	宮田用土地改良区中央管理所 (江南市宮田町藤ノ森65)	小型排水ポンプ車の運転には準中型運転免許、テールゲートリフターの操作は特別教育受講証が必要
	月点検 (負荷運転なし)	<p>「排水ポンプ車運転点検記録表」(点検記録表-5)に基づき、排水ポンプ等の点検を実施する。</p> <p>排水ポンプの動作確認の増圧、減圧及びホースの漏水確認については除外する。</p>	東海農政局土地改良技術事務所 災害応急用ポンプ格納庫 (名古屋市守山区森孝1丁目1749番地)	
	年点検	「排水ポンプ車年次点検記録表」(点検記録表-6)に基づき、排水ポンプ等の点検を実施する。	東海農政局土地改良技術事務所 災害応急用ポンプ格納庫 (名古屋市守山区森孝1丁目1749番地)	

排水ポンプ車運転日報

車両番号 _____

所属 _____

令和 ____年 ____月 ____日 天候 _____

記入者氏名 _____

運 転 状 況	作 業 内 容 及 び 作 業 目 的	運 転 時 間	走 行 距 離 (km)	作 業 量			
		時間 分	km				
		時間 分	km				
		時間 分	km				
		時間 分	km	主燃料 使用量(車)	L	燃料給油量 (発電機)	L
修 理 又 は 整 備 内 容 等				走 行 距 離 計		操 業 時 間	
				始業時	km	始業時	時 分
				終業時	km	終業時	時 分
				差 引	km	計	

運行前点検(日常点検)点検表

車両番号 _____

所属 _____

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 天候 _____

点検者氏名 _____

点検項目		判 定	コ メ ン ト	
エンジン・ルーム内	ウインド・ウォッシャ液の量	可 ・ 否		
	ブレーキ液の量	可 ・ 否		
	バッテリー液の量	可 ・ 否		
	冷却水の量	可 ・ 否		
	エンジン・オイルの量	可 ・ 否		
車の周囲	タイヤの溝の深さ	可 ・ 否		
	タイヤの空気圧、亀裂、損傷 および異常な摩耗	亀裂・損傷	無 ・ 有	
		異常摩耗	無 ・ 有	
	ランプ類の点灯、点滅および レンズの損傷	点灯(点滅)	可 ・ 否	
		損傷	無 ・ 有	
運転席	パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	可 ・ 否		
	ブレーキ・ペダルの踏みしろ およびブレーキのきき	踏みしろ	可 ・ 否	
		きき	可 ・ 否	
	エンジンのかかり具合および 異音	かかり具合	可 ・ 否	
		異音	無 ・ 有	
	エンジンの低速および加速 状態	低速	可 ・ 否	
		加速	可 ・ 否	

排水ポンプ車運転点検記録表

車両番号 _____

所属 _____

実施日 令和 年 月 日(天候) _____

点検者氏名 _____

発電機稼働時間 電源電圧 電源周波数 インバーター総運転時間	時間	ポンプ運転時間・電圧・回転数					
	電流	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
	回転						

区分	点検項目	点検内容	判定基準	点検結果
ポンプ	排水状況	動作状態	排水運転していること	
	ポンプ外観	外観の目視確認	損傷、ひび割れがないこと	
	ケーブル外観	外観の目視確認	損傷、ひび割れがないこと	
	コネクタ	接触部の目視確認	損傷、取付部に緩みのないこと	
フロート	外観	外観の目視確認	損傷がないこと	
ホース	ホース	外観の目視確認	水の噴出、漏水の無いこと	
	金具	外観の目視確認	損傷、変形、部品の欠損がないこと	
		目視確認	水の噴出、漏水の無いこと	
制御盤操作	箱体	外観の目視確認	損傷、腐食等がないこと	
	表示部メータ類	目視確認	ランプ切、指示針の不動がないこと	
			各メータが規定値以上を示さないこと	
発電装置		運転状況	異音、異常振動等なく運転できること	
		電圧確認(操作制御盤)	定格値であること	
		潤滑油量	潤滑油が規定値は行っていること	
照明	照明装置	目視確認	点灯すること	
車両関係	赤色回転灯	作動確認	異常がないこと	
	電子サイレン	作動確認	異常がないこと	
	スピーカー	作動確認	異常がないこと	
搭載	外観	固定・施錠の確認	機器の固定、扉の施錠が確実にこなわれていること	

その他記入欄

車両番号 _____
 実施日 令和 年 月 日 天候 _____

所属 _____
 点検者氏名 _____

		実施前	実施後
車 両	走行距離(km)		
発 電 機	アワーメーター(h)		

・判定記号記入要領

※測定値は必ず記載すること

○	異常なし	S	破損	W	摩耗	L	漏洩	N	不良不足
C	交換	A	調整	T	締め付け	R	修理	P	給油

項目		内容	判定基準	判定	備考
ポンプ	ポンプ本体	損傷・変形	インペラがスムーズに回ること (手廻し)		
	吸込ストレーナ	損傷・変形	著しい変形がないこと		機能確保
	ホース接続口	損傷・変形	水漏れの恐れがないこと		
	吊り部	損傷・変形	著しくないこと		落下事故防止
	ケーブル取出口	ケーブル外被のひび割れ	著しくないこと		漏電防止
	ケーブル押え	取付けボルトのゆるみ	ないこと		漏電防止
	ボルト、プラグ類	ゆるみ	ないこと		
	ケーブル	損傷・ひび割れ	著しくないこと		
	コネクタ	湿気・埃の付着	ないこと		漏電防止
	メカニカルシール・軸受	油のにじみ	油漏れがないこと		モータ室への浸水防止
	本体固定用ベルト	ベルトのゆるみ	ないこと		
	絶縁抵抗	モータ・ケーブルの絶縁劣化	1MΩ以上		測定値_____
フロート	フロート本体	数量	ポンプ1台につき1個		
		損傷・変形	著しくないこと		
	ポンプへの取付チェーン、金具	数量	ポンプ1台につき4本		
		損傷・変形	著しくないこと		
ホース	ホース本体	損傷・穴あき	穴あきがないこと		
	接続口	損傷・変形	水漏れの恐れがないこと		
	ホース接続金具(○リングも含む)	損傷・変形	水漏れの恐れがないこと		
操作制御盤	筐体	発錆・汚損	著しくないこと		
		換気口の目づまり	ないこと		
		ボルト類のゆるみ	ないこと		

・判定記号記入要領

※測定値は必ず記載すること

O	異常なし	S	破損	W	摩耗	L	漏洩	N	不良不足
C	交換	A	調整	T	締め付け	R	修理	P	給油

項目		内容	判定基準	判定	備考
操作制御盤	筐体	パッキン劣化・ハガレ	ないこと		
		扉蝶番のガタ	ないこと		
		扉の開閉把手	軽く操作できること		
	盤内照明灯	点灯確認	扉開で点灯すること		
	盤内の汚れ	小動物・クモの巣	ないこと		
	表示灯	点灯確認	所定の部位で点灯すること		
	指示計	針の曲り	ないこと		
		カバーの破損	ないこと		
		零点確認	正しいこと		
	操作開閉器	動作不良・ガタ	ないこと		
	押釦	自己復帰	戻りが良いこと		
	シーケンスチェック	動作	正しく動作すること		
	ケーブル接続端子	接続部のゆるみ	ないこと		
		変色	ないこと		
	絶縁抵抗	絶縁劣化	5MΩ以上		
	コネクタ類	湿気・埃の付着	ないこと		
コンセント	湿気・埃の付着	ないこと			
発電装置	バッテリー	亀裂・損傷	亀裂・損傷(液漏れ)がないこと		
		取付状態	ターミナル、キャップ取付状態が不良でないこと		
		液量	液量が上限と下限の基準線の間にあること		
	電気配線	接続部のゆるみ、損傷	ターミナルブロックのゆるみ、配線の損傷がないこと ヒューズが切れていないこと		
	絶縁抵抗	発電機配線の絶縁劣化	1MΩ以上		測定値_____
	エンジン	始動性	エンジンが速やかに始動すること		
異常振動		ないこと			
異常音		ないこと			

・判定記号記入要領

※測定値は必ず記載すること

O	異常なし	S	破損	W	摩耗	L	漏洩	N	不良不足
C	交換	A	調整	T	締め付け	R	修理	P	給油

項目		内容	判定基準	判定	備考
発電装置	冷却装置	水漏れ	ラジエータ、ラジエータホース等から水漏れがないこと		
		水量	ラジエータサブタンク内の冷却水の量がレベルゲージの上限と下限の基準線の間にあること		上限と下限の間を保ち上限以上は入れないこと。クーラントの確認を行うこと
		ラジエーターキャップの機能	ラジエータが確実に装着されていること		
	ファンベルト	張り具合	ファンベルトの張り具合(たわみ量)が10～15mm程度であること		ベルトの中央を約10kgの力で押す
		損傷	ベルトに傷、ひび割れ異常な摩擦がないこと		
	エアークリーナーエレメント	損傷	エアークリーナーエレメントの紙が損傷していないこと		
		よごれ	カーボンの混入、水分付着及びよごれがないこと		
	オイルエレメント	よごれ	運転時間の確認を行うこと		
	燃料タンク	量、漏れ	燃料の量が十分であること、燃料タンクの損傷がないこと		
	計器	作動状態	作動が不良でないこと		
エキゾーストパイプ及びマフラー	取付部のゆるみ・損傷	取付状態が不良でなく、かつ、損傷がないこと			
	排気色	排煙が黒でないこと			
照明	照明装置	点灯試験	点灯すること		
車両関係	赤色回転灯	作動確認	異常がないこと		
	電子サイレン	作動確認	異常がないこと		
	スピーカー	作動確認	異常がないこと		
搭載	外観	固定・施錠の確認	機器の固定、扉の施錠が確実にに行なわれていること		

異常検出確認

項目	内容	判定基準	判定	備考
インバータ故障	動作確認	ポンプ停止すること		
漏電	動作確認	ポンプ停止すること		
非常停止	動作確認	ポンプ停止すること		
発電機故障	動作確認	警報表示されること		漏電のみ

※上記の保護回路の判断基準における動作条件は疑似信号に変えて点検することができるものとする。

小型排水ポンプ車用点検記録表（月点検）

車両番号 _____ 実施機関 _____

実施日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 天候 _____ 点検者氏名 _____

点検内容 月点検（実負荷試験）・ 月点検 実負荷試験の対象機器 大容量ポンプ・遠距離ポンプ

項目	測定値	項目	測定値	項目	測定値
電圧 (V)		潤滑油圧 (kg/cm ²)		燃料残量	
回転数 (rpm)		冷却水温 (°C)			

判定記号記入要領 ※測定値は必ず記載すること

○	異常なし	S	破損	W	摩耗	L	漏洩	N	不良不足
C	交換	A	調整	T	締め付け	R	修理	P	給油

項目		内容	判定基準	判定	備考
ポンプ 本体	ポンプ本体	損傷・変形	著しくないこと		
	フロート本体	損傷・変形	著しい変形がないこと		
ホース 本体	ホース本体	損傷・穴あき	穴あきがないこと		
	接続口	損傷・変形	水漏れの恐れがないこと		
	ホース接続金具	損傷・変形	水漏れの恐れがないこと		
制御装置 関係	筐体	損傷・変形	損傷、変形、腐食がないこと		
		ボルト類のゆるみ	ないこと		
		パッキン劣化・ハガレ	ないこと		
		扉蝶番のガタ	ないこと		
		扉の開閉把手	軽く操作できること		
コントロールパネル	緊急停止	ディスプレイに緊急停止画面が表示されること			
	パネル表示	異常ログがないこと			

点検記録表－5

判定記号記入要領

※測定値は必ず記載すること

○	異常なし	S	破損	W	摩耗	L	漏洩	N	不良不足
C	交換	A	調整	T	締め付け	R	修理	P	給油

項目		内容	判定基準	判定	備考
エンジン	エンジンオイル	油量	オイルゲージのMAXとMINの間にあること		
		油漏れ	ないこと		
	燃料	油量	満タンであること		
	冷却液	冷却水量	レベルゲージのMAXとMINの間にあること		
		冷却水漏れ	ないこと		
	バッテリー	起動力	24V以上あること		ディスプレイにより確認
		電解液量	MAXとMINの間にあること		
	ベルト	張り	ファンベルトの張り具合(たわみ量)が10～15mm程度であること		ベルトの中央を約10kgの力で押す
損傷・変形		ないこと			
油圧システム	作動油	油量	作動油レベルが点検窓から確認できる		
	油圧回路	油漏れ	ないこと		
		オイルフィルター	ディスプレイに異常メッセージがないこと		
	油圧ホース	損傷・変形	ないこと		
オイルフィルター		ディスプレイに異常メッセージがないこと			

動作確認

項目	内容	判定基準	判定	備考
緊急停止	動作確認	正しく動作すること		
増圧・減圧	動作確認	正しく動作すること		負荷運転時のみ
警報確認	動作確認	正しく動作すること		
リール巻取り	動作確認	正しく動作すること		
室内灯	動作確認	正しく動作すること		
点滅灯	動作確認	正しく動作すること		
その他記載事項				

※上記の保護回路の判断基準における動作条件は疑似信号に変えて点検することができるものとする。

小型排水ポンプ車点検記録表（年点検）

車両番号 _____

実施機関 _____

実施日 令和 年 月 日 天候 _____

点検者氏名 _____

		実施前	実施後
車両	走行距離 (km)		
エンジン	稼働時間 (h)		

判定記号記入要領

※測定値は必ず記載すること

○	異常なし	S	破損	W	摩耗	L	漏洩	N	不良不足
C	交換	A	調整	T	締め付け	R	修理	P	給油

項目		内容	判定基準	判定	備考	
ポンプ本体	ポンプ本体	損傷・変形	著しくないこと			
	ホース接続金具	損傷・変形	水漏れの恐れがないこと			
	油圧ホース接続口	損傷・変形	油漏れの恐れがないこと			
	吊り部	損傷・変形	著しくないこと			
	ボルト	ゆるみ	ないこと			
	フロート本体	損傷・変形	著しい変形がないこと			
照明灯	照明灯	点灯試験	点灯すること			
ホース本体	ホース本体	損傷・穴あき	穴あきがないこと			
	接続口	損傷・変形	水漏れの恐れがないこと			
	ホース接続金具	損傷・変形	水漏れの恐れがないこと			
制御装置関係	管体	損傷・変形	損傷、変形、腐食がないこと			
		ボルト類のゆるみ	ないこと			
		パッキン劣化・ハガレ	ないこと			
		扉蝶番のガタ	ないこと			
		扉の開閉把手	軽く操作できること			
	盤内照明灯	点灯確認	扉開で点灯すること			
	盤内の汚れ	小動物・クモの巣	ないこと			
	表示灯	点灯確認	所定の部位で点灯すること			
	コントロールパネル	緊急停止		ディスプレイに緊急停止画面が表示されること		
		パネル表示		異常ログがないこと		
電気配線			損傷していないこと			
ユニット本体			損傷、変形、腐食がないこと			
押釦	自己復帰		戻りが良いこと			

点検記録表－6

判定記号記入要領

※測定値は必ず記載すること

○	異常なし	S	破損	W	摩耗	L	漏洩	N	不良不足
C	交換	A	調整	T	締め付け	R	修理	P	給油

項目	内容	判定基準	判定	備考	
エンジン	エンジンオイル	油量	オイルゲージのMAXとMINの間にあること		
		油漏れ	ないこと		
		オイル交換	エンジンオイルを交換		対象外（3年毎に交換）
		オイルフィルター交換	エンジンオイルフィルター交換		対象外（3年毎に交換）
	燃料	油量	満タンであること		
		油漏れ	ないこと		
		フィルタ	ディスプレイに異常メッセージがないこと		ある場合は、プライマリフィルターから水を排出
	冷却液	冷却水量	MAXまで入っていること		
		冷却水漏れ	ないこと		
		冷却水交換	－		対象外
	エアフィルター	ダスト排出バルブ汚れ	ないこと		汚れがある場合、清掃
		エレメントの変形、汚れ	ないこと		
		エレメントの交換	－		対象外
	バッテリー	起動力	24V以上あること		ディスプレイにより確認
		電解液量	MAXとMINの間にあること		
		交換	バッテリー交換		3年毎に交換
	ベルト	張り	ファンベルトの張り具合（たわみ量）が10～15mm程度であること		
		損傷・変形	ないこと		
交換				対象外	
油圧システム	作動油	油量	作動油レベルが点検窓から確認できる		
		作動油色	汚れ、変色がないか		
		作動油の交換			対象外
	油圧回路	油漏れ	ないこと		
		損傷・変形	ないこと		
		オイルフィルター	ディスプレイに異常メッセージがないこと		
	油圧ホース	損傷・変形	ないこと		
		オイルフィルター	ディスプレイに異常メッセージがないこと		
		ホースの交換			対象外
	油圧ホースリール	損傷・変形	ないこと		

点検記録表－6

判定記号記入要領

※測定値は必ず記載すること

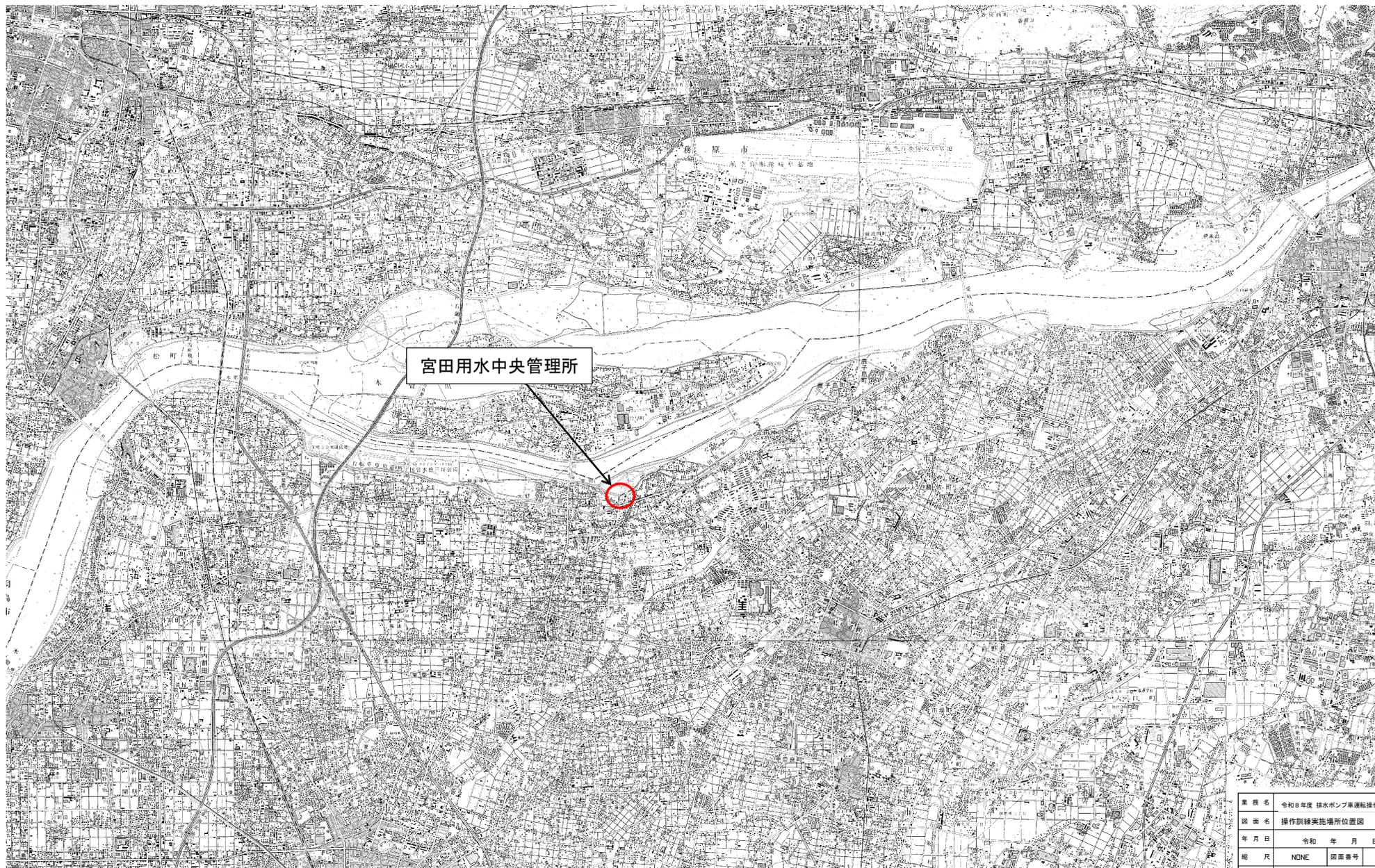
○	異常なし	S	破損	W	摩耗	L	漏洩	N	不良不足
C	交換	A	調整	T	締め付け	R	修理	P	給油

動作確認

項目	内容	判定基準	判定	備考
緊急停止	動作確認	正しく動作すること		
増圧・減圧	動作確認	正しく動作すること		
警報確認	動作確認	正しく動作すること		
リール巻取り	動作確認	正しく動作すること		
室内灯	動作確認	正しく動作すること		
点滅灯	動作確認	正しく動作すること		
その他記載事項				

※上記の保護回路の判断基準における動作条件は疑似信号に変えて点検することができるものとする。

操作訓練実施場所位置図



宮田用水中央管理所

業務名	令和8年度 排水ポンプ車運転操作等業務
図面名	操作訓練実施場所位置図
年月日	令和 年 月 日
縮尺	NDNE 図面番号 1
会社名	
事務所名	東海農政局 土地改良技術事務所

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3.0	
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、**全ての項目にチェック**を入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、**取り組んだことを確認してチェック**してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は口 にチェックしてください。

解説書



チェック

環境関係法令の遵守等	
①	みどりの食料システム戦略の理解
②	関係法令の遵守
③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
④	正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
悪臭及び害虫の発生防止	
⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止	
⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑪	※特定事業場である場合（該当しない） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

様式

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～ウの取組について、実施状況を報告します。

ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ <input type="text"/> ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（）

イ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・その他（	）		
-------	---	--	--

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（